

今回の議会報告会において、高校生から頂いた市に対する要望・質問等にお答えします。

【3班】

Q 1 避難場所である学校に避難食等の備蓄をした方が良いのではないかと

A 1 まず、災害備蓄に関する市の基準等は下記のとおりとなります。

◎災害備蓄に関する事項

1 災害時対応の基本的事項

【大規模災害時には、通常の生活が営めない状況が長期間継続します。】

◎社会インフラに大きな被害が出ます。(長期間自炊できない、物流が止まる等)

◎公助(国、市での対応)は「力が大きく」「遅い」という特性があります。

- ・市の職員も被災します。支援できない可能性があります。
- ・発災後3日間(72時間)は人命救助を優先した活動を重視します。
- ・発災後4日でプッシュ型支援により被災地に救援物資が届く計画です。

このことから『自助で最低限3日分、できれば1週間分の生活用備蓄を推奨』、『いざという時は共助(自治会)で支えあう』ということが重要視されてます。

2 防災備蓄に関する高島市の基準

【人的基準】

「滋賀県地震被害想定」(平成26年3月改定)において、県内で最大の被害が想定される「琵琶湖西岸断層帯地震」の被害見積を適用しています。

『高島市における避難者数 11,444人』を基準値として、旧町村ごとの人口比率、乳幼児比率に基づき、食料品、飲用水、衛生用品など1日分を各防災センターで集中管理しています。

【物的基準】

「高島市の広域避難所(指定避難所)は最大60か所開設」という計画に基づき、必要な生活資材(ストーブ、簡易トイレ、パーテーションなど)を各防災センターで集中管理しています。

3 道路障害に関する考慮事項

市内平野部の主要幹線道路は片側1車線・舗装道路であり、また道路網も発達しているため、災害時には片側通行や他の道路への迂回が可能であると判断しています。(高島高校は市内平野部に該当します。)

一方、山間道路・急傾斜地などでは、崩落や土砂崩れなどの可能性があり、能登半島同様に道路の被害復旧が長期化すると思われますので、このような地域においては、自治会との話し合いなどにより防災資材の備蓄を行っている地区があります。

そのような場合でも、食料品・飲用水に関しては、当初の間は自助・共助で対応いただくため、市の備蓄品の保管は行っておりません。

以上のことから、市では、市内6か所（旧町村）の防災センターにおいて防災備蓄品を集中管理しており、災害が発生した後、被害の状況や避難者の状況などを判断して輸送・配分する計画としています。

【おもな理由】

- 維持・管理が一元的であり容易（期限切れ物資の適時更新や数量管理など）
- 広域避難所での保管場所や管理責任の問題（保管に適する倉庫などの設置・借用やスペースの問題、保管中の紛失や盗難時の管理責任）

Q 2 高島高校における授業用のハザードマップを配布してもらえないか。

A 基本的に、高校側のニーズに基づき配布させていただきます。市のホームページでもご覧いただけます。

◎図書館の自習スペースについて

Q 3 図書館の自習スペースを広げてほしい

A 図書館では、令和6年5月頃より、一般的に持ち込み学習とよばれる、自習について認めることといたしました。

以降、少数のマナー違反はありましたが、職員が注意を行う等により、現在は静かな図書館を維持できており、これまでからの利用者の方からも、若い人が図書館に来てくれていることは嬉しく、良いことだとのご意見をいただいております。

図書館は、市民の皆さまのものであり、それぞれの方が、教養・調査研究、レクリエーションのためにご利用いただくものです。今回、自習を認めさせていただきましたのも、その点を重視したもので、ただ自習を行うため、自習を推奨するためのものではなく、多くの市民の皆さまの多様なニーズにお応えするためであります。

図書館利用者の方の中には、学生の方以外でも学習をされている方もおられます。

今年の夏におきましては、机の配置を変更し、より集中して読書や調べもの、自習等をしていただけるよう机の配置を変更したことにより、休日には概ね9割程度の利用があったと感じておりますが、今後の利用状況を踏まえ、どのような工夫ができるか随時検討を続けてまいりたいと考えております。

最後に、改めてお伝えいたしますが、自習をみとめさせていただいたのは、自習室として、児童生徒の勉強のみを推奨するものではなく、広く市民のみなさまの多様な図書館へのニーズにお応えするためのものでありますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎河川調査において密猟者と研究者の見分け方について

Q 4 市内の河川等へ出入りする研究者や事業者に対して、周囲から怪しまれる事がないように身分を証明する仕組みを用意すべきではないか。

A 市内の主要な河川の水質検査は、環境部で事業者に業務を委託していますが、市発注業務の受託者である事を示す腕章等の着用は求めています。受託事業者は、事業所名が記された服装や車両で業務に従事する事が通例で、また作業時には周辺住民に対する事前周知も丁寧に行われることから、これまで特に問題が発生したことはありません。

【6 班】

◎奨学金について

Q 5 奨学金について、返済できるか不安である。

A 高島市では大学や高等学校等に進学する方を対象とした 3 種類の育英資金貸付制度があります。

- ① 高島市育英資金
- ② 高島市清水安三育英資金
- ③ 高島市高島屋奨学金育英資金

また、令和 7 年度から市内定住・就業者等には以下の育英資金利用者の半額返還免除制度があります。

返還免除の要件は

- ①在学する学校を正規の修学期間内で卒業していること。
- ②最終学校を卒業した日の属する月の翌日から市内に居住し、引き続き 5 年以上継続して居住していると認められること。
- ③市内に居住している間、市内の事業所等に就業していると認められること。
- ④遅滞なく育英資金の返還をしていること。
- ⑤市税の滞納がないこと。

以上の要件の全てに該当することになります。

詳細は高島市 HP に掲載されていますので、令和 7 年度高島市の育英資金貸付募集要項（令和 8 年度貸付開始）、高島市の育英資金貸付制度に関する Q&A、市内定住・就業者等への育英資金半額免除制度について等の制度を確認してください。

奨学金は学校を通じて申請を行います、担当の先生と申請～返済完了までの制度を充分理解しこの制度を活用してください。

◎若者向けの住宅制度について

Q 6 市内の若者向けの住宅補助はありますか

A 現在の市の住宅制度は下記のとおりです。

- 1 市営住宅について
 - ・単身でも団地によって違いある。

- ・保証人必要か——2人はいる（保証人は市外でも県外でもよし。
- ・収入は158000円 マキノ駅前団地—収入に応じ
- ・朽木中牧団地は林業振興で単身入居できる
- ・県営では単身ない

2 市外から移住を促す「お試し入居」制度について

- ・最長10か月間（一か月単位）
- ・市外から定住にむすびつける、現在部屋数今津あいあい4部屋
マキノ駅前1が稼働しており、定住に繋がった 3組3名移住
- ・空き家紹介——若い転入者——移住市の窓口通して
66人移住 20代3組 30代17組 40代15組
50代18組 60代8組 70代4組 80代1組